平成２８年（フ）第８９号
佐賀県唐津市和多田南先石３番26号　パインコーポＢ一202号
債務者　竹内　　聡
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第９１７号
神戸市中央区脇浜町３丁目５－６エステムコート三宮ＥＡＳＴポルトマーレ717号室、住民票上の住所神戸市東灘区本山南町６丁目３番19号アムール本山南301号
債務者　築谷　康乃
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３５号
神戸市兵庫区荒田町４丁目25番２号　土井マンション101号
債務者　平本　隆生
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３６号
神戸市兵庫区荒田町４丁目25番２号　土井マンション101号
債務者　平本　美穂
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８８号
神戸市須磨区堀池町２丁目１番７号東須磨八木マンション403号
債務者　佐伯美智子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４５号
神戸市兵庫区本町１丁目３番24―505号
債務者　信西　久雄
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４９号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番１―801号、従前の住所神戸市垂水区本多聞２丁目１番16―303号
債務者　古田　典子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１号
神戸市北区君影町１丁目１番20―501号
債務者　川中　美樹
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
神戸市北区藤原台中町７丁目10番12―201号、従前の住所兵庫県篠山市山内町64番地４
債務者　石川　佳宏
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
神戸市長田区高取山町１丁目18番14号
債務者　前野紀代子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５０号
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地３
債務者　三浦　精子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２３６号
青森市大字三内字丸山147番地39
債務者　前田　　守
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
青森市大字幸畑字松元75番地１　メゾン昴パート２・Ｆ一101
債務者　吹越世美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
青森市桂木３丁目５番地５　パークハイツＡ一101
債務者　金澤真由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
青森市本町２丁目７番５号　Ｖステージ本町203号
債務者　新渡戸由美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７８号
千葉県柏市今谷上町33番地59
債務者　倉田　慎也
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部